

# 新型コロナウイルスに関する老上西小学校での対応ガイドライン3

〈保護者向け 令和3年4月〉

老上西小学校では、下記のA～Cの視点を大切に、感染症対策に取り組めます。

A：児童の体調管理・健康状態の把握

B：手洗い・うがい・消毒などによる衛生環境確保

C：感染リスクが低くなるように場を設定した上での学習活動推進

## 1. 児童の健康管理について

- ①毎日提出いただく健康観察カードで児童の健康状態や体温を確認します。
- ②児童の健康状態が確認できない場合や、健康状態に心配がある場合、ご家庭に連絡してお迎えなどの依頼を行います。
- ③教育相談アンケートの実施などを含めて、児童の様子をしっかりと観察し、感染症対策のため等により、子どもたちに変化が生じていないかを確認します。
- ④感染症について正しい知識を学ぶ機会を作るとともに、差別や偏見につながらないようにする学習を適宜行います。

## 2. 学校での過ごし方について

- ①他人と適切な距離を保つように指導します。
- ②マスクを着用するように指示します。校舎外での活動時や、熱中症の心配がある時など、必要に応じてマスクを外すように指示します。
- ③登校後、体育・外遊びの後、トイレ後、食事前、掃除後の時間や必要に応じて、手洗い・うがいを実施します。
- ④友だちと体の接触を伴うような遊びや行動（ふざけ合い、じゃれ合い等）は、しないように指導します。

## 3. 教室等の衛生環境確保について

- ①児童や教職員の使用する場所や物については、必要に応じて消毒を行います。
- ②児童や教職員が活動する部屋は、2方向の窓を開けるようにして、常に換気を行います。
- ③教室の座席は前後左右の間隔をあげ、一人一人が距離を保った状態で授業を行います。
- ④着替えの際に密集した状態にならないように、特別教室を更衣室に変更して、学年ごとに更衣を行います。
- ⑤清掃については、感染症対策を行いながら実施します。

## 4. 教科の学習等について

- ①体育科の水泳の学習の実施については、市教委の指示に従います。その他カリキュラムや授業の留意点については、感染症対策を行った上で授業を実施します。
- ②音楽科の歌唱や演奏は、子ども同士が向き合わない状態を作るなど、工夫して実施します。
- ③家庭科の調理実習は感染症対策を行った上で実施します。
- ④その他の教育活動においても、実施の可否を再検討し、実施可能と判断した場合も感染症対策を行った上で実施します。

## 5. 三密の防止について

- ①学年の集会などは、基本的に行いません。
- ②運動場（体育館）やメディアセンターの利用については、利用できる学年を限定するなどして運動や読書の機会を確保します。
- ③手洗い場や整列を行う場面では、適切な距離をとるように表示をしたり、指示をしたりします。

## 6. 給食（弁当）時の対応について

- ①お弁当や給食の時間は、前を向いて話をせずに静かに食べるように指導します。
- ②食事前に配膳台のアルコールによる消毒と、児童の手洗いうがいを徹底します。
- ③配膳の方法を工夫し、感染症対策を行った上で配膳します。  
※配膳するとき、盛りつけられた椀や皿等を各自で取りに行くようにします。その際、給食を持ち運びしやすいように、1人1枚ずつ学年費でトレーを購入しています。

## 7. 保護者の皆様へ依頼する内容について

- ①「みんなが元気に過ごすために守ってほしいこと10か条」を保健だより等で周知していますので、家庭での指導をお願いします。

### 「みんなが元気に過ごすために守ってほしいこと10か条」

- ①毎日、朝と夜に体温を測りましょう。
- ②登校後、外遊びの後、トイレ後、食事前は、必ず手洗いうがいをしましょう。
- ③順番を待つ時は、両手を広げても当たらないぐらいに間をあけて待ちましょう。
- ④自分のハンカチやタオルを使いましょう。
- ⑤マスクをできる限りしましょう。
- ⑥三食しっかり食べて、早く寝るようにしましょう。
- ⑦お弁当や給食の時は、食べながらのおしゃべりはしないようにしましょう。
- ⑧咳やくしゃみができるときは、マスクをつけたり、ハンカチなどで口と鼻をおおったりしましょう。
- ⑨お友達と近い距離で話したり、歌ったりしないようにしましょう。
- ⑩気分が悪くなったり、しんどくなったりした時は、我慢せずに先生に言いましょう。

- ②子どもやその家族に、コロナウイルスの感染の疑い、あるいは感染があった場合は、学校に連絡いただくようお願いいたします。医療機関での受診結果についてもお知らせください。
- ③朝の健康観察を確実に実施し、お子様の朝の健康状態で風邪の症状のうち、37.5℃以上の発熱が見られる場合は登校を控えてください。平熱にかかわらず「37.5℃以上」を、登校を控える基準とします。また、ご家族についても同様の症状がみられる場合、登校の可否を十分にご検討ください。
- ④学校で体調が悪くなり、検温の結果37.5℃以上の場合、すぐにお子さんのお迎えをお願いします。また、発熱がなくても体調がすぐれず、1時間ぐらい休んでも体調が回復しない場合は、お迎えをお願いします。お迎えをお願いした場合は、できるだけ速やかに（1時間以内をめどに）お迎えに来ていただけるよう、ご家族で体制を整えてください。
- ⑤緊急連絡先については、上記のような場合だけでなく、その他緊急の場合に速やかに保護者の方と連絡を取るために必要です。緊急事態を想定し、職場の連絡先やご家族の連絡先など複数の連絡先をお伝えいただき速やかに連絡がつくようご配慮ください。緊急連絡先の追加があれば、担任を通じてご連絡ください。
- ⑥欠席や遅刻の連絡は、現在のところ、電話でしていただくようお願いしています。

## 8. 教職員の健康管理について

- ①学習指導中は、マスクの着用を徹底します。(体育科・音楽科の時間などは、文部科学省の通知にのっとり、感染症対策を実施します。)
- ②必要に応じた手洗いうがいを徹底します。
- ③体調に心配がある場合、ただちに管理職に相談し、適切に対応します。

## 9. その他

- ①このガイドラインに沿った取り組みは、令和2年6月1日(月)より開始しています。ガイドラインの見直しは、必要に応じて適宜行います。
- ②ガイドラインに掲載している以外の細かな部分は、その都度協議し、対応します。
- ③災害時の対応について、検討し避難訓練に反映します。
- ④赤文字の部分が、**ガイドライン改訂(令和3年4月)**により変更のあった箇所です。(カラーのものは、本校ホームページからご覧になれます)